

為替相場 国際管理の法理

—— 国際通貨基金協定における制度と慣行 ——

土 井 輝 生

はしがき

一 基金協定における平価制度と為替相場

(1) 加盟国通貨の平価の設定

(2) 平価の為替相場機能

二 基金協定の目的とする為替相場のパターン

(1) 固定相場

(2) 単一相場

(3) 経常的国際取引に為替制限を課すことなく維持しうる相場

三 平価の変更による硬直性の回避

むすび

は し が き

国家が貨幣主権を行使して発行した貨幣の強制通用力がおよぶ場所的範囲は、その貨幣発行国の領域内に限定され

る。その効果として、貨幣の設定や、貨幣の名目価値の決定の問題などは、いうまでもなく、当該貨幣所屬国の法 *lex monetae* に準拠せしめられる。⁽¹⁾ 通貨すなわち鈔貨や紙幣は、通常、法律によって強制通用力が付与されて流通する国の領域内においてのみ、貨幣としての機能が認められ、その他の場所においては、商品 (commodity) としてあつかわれる。⁽²⁾ このように、各国において独立した貨幣制度が存在するかぎり、対外支払いの問題ばかりでなく、一國の通貨を他國の通貨によって評価する問題が生ずる。

二國間において、貨幣制度は、為替平価 ((nominal) par of exchange) と為替相場 ((real) rate of exchange) の二つの測定手段によって、たがいに連結せしめられる。為替平価は、金属本位制の二つの貨幣單位間の等式であるが、それぞれの通貨についてこれが金本位制であれば、貨幣單位の価値と一定量の金の価値のあいだに等式が存在する。為替平価は、為替相場から独立して存在するものであるから、經濟法則、とくに需要供給の法則にもとづく外國通貨の現実の価値を反映しない。さらに、比較する双方または一方の貨幣が紙幣本位であるばあいには、その紙幣の相場が金本位制をとる國の通貨と連結されていないかぎり、為替平価は意味をもたない。したがって、商業上二つの通貨を比較するばあいには、為替平価はほとんどもちいられない。⁽³⁾ 「外國為替相場」 (foreign rate of exchange) ないし「為替相場」 (exchange rate) は、他國の基本貨幣單位 (あるいはその倍数または端數) にたいする一國の基本貨幣單位の価格と定義することができる。すなわち、為替相場は、商品たる外國通貨に付す、内國貨幣單位による値段である。この為替相場を管理・規制する権利も、為替平価の決定のばあいと同様に、慣習國際法上、貨幣主権の属性とされ、國際的に制約がくわえられず、各國の全面的な自由裁量にゆだねられてきた。各國が金本位制を放棄した結果、

それは、一九四四年のブレトン・ウッズ会議において対策が協議された、破壊的な国際為替秩序の混乱となった。この結果をみちびいた要因は、国際連盟によって詳細に検討され、理論的に究明されて、League of Nations (Economic, Financial and Transit Department), "International Currency Experience: Lessons of the Inter-War Period" として、一九四四年に発表された。^(四)

取引上、一国の通貨を他国の通貨に換算するばあいには、通常、為替相場がもちいられるが、とくに金本位制から離脱した世界において、為替相場が不安定なとき、よるべき為替相場の選択のいかんによって、当事者の利害が左右される。為替相場が場所によってことなるばあいには、外国通貨金銭債務の弁済にあたって、いずれの場所の為替相場によるべきかが問題となる。^(五) 特定の場所における為替相場に変動があるばあいには、どの時点の為替相場によるべきかが問題となる。^(六) 一つの場所の為替相場が複数であるばあいには、いずれの為替相場によるべきかが問題となる。^(七) コモン・ロー諸国においては、裁判所は、外国通貨金銭債権について、これを法廷地通貨 (moneta fori) に換算して (judicial conversion)、判決をくださなければならない。^(八) 一国の裁判所は、為替取引の種類によってことなつた相場があるばあい (たとえば、直物為替取引の相場と鑄貨や紙幣による取引きの相場) や、一つの通貨について複数相場があるばあいにいずれの相場によるかを決定するばかりでなく、公定相場によるか非公定相場によるかも決定しなければならぬ。^(九) これらの問題の解決にあたっては、まず国際私法の原則が介入することに注意しなければならない。^(一〇) 国内実質法、た手形・小切手取引におけるように、条約によってこれにかんする法律規定が統一されることもある。^(一一) 国内実質法、たとえばわが民法第四〇三条や、ドイツ民法典第二四四条のような規定によるべきばあいもある。貨幣価値の変動に

対処するための金約款や外国通貨約款の問題も、ここに登場する。これらの問題の重要性は、為替相場が安定せしめられ、多角的支払制度が確立され、流動性が確保されるとともにうしなわれ、問題をどのように解決しても、実質的な相違はなくなるから、国際取引の安全は、いちじるしくたかめられる。

各国の貨幣主権になんら制約をくわえず、通貨を国際的に無管理の状態におくとき、為替秩序の混乱が生じ、非常な取引の不安定がもたらされることは、この問題に対処することが、国際通貨基金協定成立の動機となったことからもあきらかである。ブレトン・ウッズ会議において、カナダの代表 (Louis Rasminsky) は、報告で、「予備討論の比較的初期の段階において、主要原理について一般的合意にたつた」とのべ、合意にたつた三つの主要原理の第一は、「為替相場は、その本質から、一二つの側面をもつものであって、為替相場の変更は国際的関心事である」ことを指摘している。^(一) 国内のA地からB地に送金するばあいのように、国際取引のための支払いにおいても、通貨の選択や為替相場決定の問題をなくすることが、国際通貨基金協定の目的とするところである。^(二) この目的を達成する手段は、条約によって、各国の貨幣主権を制限し、通貨にかんする諸事項を国際的管理におくことである。基金協定は、為替相場の決定についても、各加盟国の主権に制限をもちた。協定の基本原理は、為替相場すなわち単一および複数相場、ならびにこれらの相場の変更は、国際的関心事であることである。協定のもとでは、外国為替相場は、原則として、加盟国の国内管轄権内にある事項とはみなされない。かつ第一次平価の設定と、原則としてそれ以後の平価の変更には、加盟国と基金の合意を必要とせしめられる。国際通貨基金協定によって設定された制度は、さきに引用した国際連盟の報告書にあらわされた構想が結実したものであるといふことができる。この報告書の理論的立場は、「一

つは国際市場・通貨・為替のプライス・メカニズムの正常化こそが、世界貿易の隆昌、国際経済の円滑化にとって最も重要な条件であり、最も望ましいことであるとすると古典理論の立場である。この立場は、積極的には為替相場の正常化に依然として国際収支調整の最大の役割を賦することに見出され、消極的には為替管理その他の差別的な直接的貿易統制を不可とする点にあらわれる。第二の立場は、この期間に経済学の革命的進歩をもたらしたケインズ理論である。^(一三)それは国際収支の均衡を確保することよりも、完全雇用や経済発展の如き国内安定の達成・維持を優先すべきであるという立場である」とされる。^(一四)この理論的立場は、以下に説明する協定における為替相場の国際管理の理論と制度において具現されている。

国際通貨基金協定は、通貨法の分野における国際法のおどろくべき発展をしめすものといわれているが、本稿は、その一つの側面である為替相場の国際管理の問題に焦点をあてて、基金協定のもとに、これがいかなる目的をもって、どのような制度によっておこなわれ、それによって加盟国の主権がどのように制約されるかを検討して、協定によってもたらされた国際通貨法の発展の意義をあきらかにすることを目的とする。

(一) Martin Wolf, *Private International Law* 464 (2nd ed., 1950).

(二) Arthur Nussbaum, *Money in the Law, National and International: A Comparative Study in the Borderline of Law and Economics* 318-20 (1950). 土井「国際法における国家の外国通貨偽造防止義務」国際法外交雑誌六三巻一九四頁(一九六四年)。

(三) F. A. Mann, *The Legal Aspect of Money with Special Reference to Comparative, Private and Public Interna-*

tional Law 388-9 (2nd ed., 1955). 例外として、金約款において、通貨の金純分を決定するばあいと、税関において輸入物品の関税上の価額を決定するばあいがある。「関税及び貿易に関する一般協定」(ガット)第七條四項(a)、アメリカ合衆国関税法 (Tariff Act, March 3, 1873, 17 Stat. 602 at 603) 第二條、參照。後者については、Nussbaum, Money in the Law 334. 參照。

(四) 主として、現在プリンストン大学教授ヌルクセ氏 (Ragner Nurkse) の手になる。日本語訳は、R・ヌルクセ (小島清) 村野孝訳)・国際通貨—二十世紀の理論と現実—(一九五三年)、として発行された。

(五) 例として、イギリスの判例 *Marrache v. Ashton* 事件 ((1943) A. C. 311) をあげよう。被告は、原告にたいし、支払地たるジブラルタルの法に準拠する契約によって、一定額のスペイン・ペセタの債務を負った。原告は、債務の弁済を請求して訴を提起し、ロンドンの公定為替相場一ポンド=四二・二五ペセタでポンドへの換算を請求した。しかし、訴訟係属中、原告はこの請求からはなれて、一ポンド=三五ペセタの為替相場の適用を主張した。これは、スペインで定められた公定相場であって、これによってジブラルタルからスペインに入国する旅行者や労働者がポンドをペセタ紙幣と交換できるものであった。裁判所は、適用される為替相場は、原告の主張するいずれの相場でもなく、スペイン法のもとでペセタ紙幣の輸出は不法とされるが、これとかわりなく、ジブラルタルでペセタ紙幣が取引される一ポンド=一三二ペセタの相場を適用すべきであるとした。Joseph Gold, *The Fund Agreement in the Courts* 2-3 (1962); Mann, *Legal Aspect of Money* 402-3. 西賢「国際通貨基金と国際私法問題」神戸法学雑誌一〇卷三二六頁(一九六〇年)。

(六) 土井「為替相場の変動と外国通貨金銭債権者の保護」綜合法学一九六〇年四月号四五—九頁、土井「在外公館借入金の変換算率算定の時期及び方法」ジュリスト一九三三—一〇三—一〇四頁(一九六〇年)、谷口知平「外国金銭債務の換算につき抱るべき為替相場の時に関する英国判例」民商法雑誌六卷一二三六頁(一九三七年)、小町谷操三・貨幣価値の変動と契約一

三二一六頁（一九四七年）。Joseph Dachs, *Conversion of Foreign Money: A Comparative Study of Changing Rules*, 3 Am. J. Comp. L. 155-72 (1954); Mann, *Legal Aspect of Money* 276-7. なおこの問題については、国際法協会（International Law Association）の通貨法委員会（Committee of Monetary Law）が作成した、一九五六年の修正仮条約案（Payment of Foreign Money Liabilities, Revised Draft Convention, May 1956）第三条、四条、七条、八条参照。Int'l Law Asso., *Report of the 47th Conference*, Dubrovnik 294-5 (1957).

(七) カナダの判例 *Diamous v. Alepin* 事件 ((1949) Que. S. C. 354) は、その一例である。モントリオール居住者である被告は、原告から、シリアにおいて、シリア・ポンドを借り受け、ニューヨーク、ブルックリンにおいて、同等額の合衆国ドルを返還することを約束した。原告は、ケベックにおいて、債務の弁済をもとめて訴を提起し、合衆国ドルの同等額は、公定相場一合衆国ドル＝二・二〇シリア・ポンドで計算すべきであると主張した。裁判所は、被告はシリアでドルを取得しなければならなかったことを前提として審理した。シリアの為替取極のもとでは、被告が義務を負ったような種類の支払いについては、公定相場でドルを取得することができなかった。被告は、約三・一五から三・二〇の相場の自由市場においてドルを取得することができた。裁判所は、ドル相額を計算するにあたって、自由相場を適用した。しかし、ケベック裁判所は、カナダ・ドルによらなければ判決をくだすことができなかったから、カナダ・ドルを合衆国ドルに交換する費用をふくめて、合衆国ドルに〇・五パーセントをくわえた金額の支払いを命ずる判決をくだした。Gold, *Fund Agreement in the Courts* 3.

(八) Nussbaum, *Money in the Law* 364; Mann, *Legal Aspect of Money* 272, 315-6; Hans Aufrecht, *The Fund Agreement and the Legal Theory of Money*, 10 *Öster. Z. f. Öffentliches Recht* 57 (1959).

(九) Mann, *Legal Aspect of Money* 288-9. 西賢「金銭債権」国際私法講座三卷六九〇—一頁（一九六四年）。

(一〇) 手形法第四一條、小切手法第三六條、一九三〇年「為替手形及び約束手形に関する統一法条約」第四一條、「小切手に関する統一法条約」第三六條、参照。

(一一) Proceedings and Documents of the United Nations Monetary and Financial Conference, Bretton Woods, New Hampshire, July 1-22, 1944, Publication No. 2866, Int'l Org. and Conf. Ser. 1, No. 3 (U. S. Dept. of State 1948), vol. 1, 867. Document 472, Report of Commission I (Int'l Monetary Fund) to the Executive Plenary Session, July 20, 1944.

(一二) Gold, The International Monetary Fund and Private Business Transactions: Some Legal Effects of the Articles of Agreement 7 (IMF Pamphlet Series 1965), ショーン・ホルズ (十井訳)「國際通貨基金協定の民間取引に対する若干の法的効果」海外商事法務三二号六頁(一九六五年)、『ワールド』(十井訳)「民間取引にたいするIMF(國際通貨基金)協定の法的効果」ジュリスト三一八号七七頁(一九六五年)。以下、海外商事法務の訳文を引用する。

(一三) ケインズ (John Maynard Keynes, 1883-1946) の主要な著作を『おぼろげに』。A Tract of Monetary Reform (1923); A Treatise on Money, 2 vols. (1930); The General Theory of Employment, Interest and Money (1936); The Keynes Plan: Proposals for an International Clearing Union April 8, 1943. それぞれ『おぼろげ』の日本語訳がある。岡部晋司、内山直訳・貨幣改革論(一九二四年)、『鬼頭仁三郎訳・貨幣論(一九三二—三四年)』、塩野谷九十九訳・雇用、利子及び貨幣の一般理論(一九四一年)、『ケインズ案(國際清算同盟案)』(堀江・國際通貨基金の研究三二二頁)。

(一四) スルクセ・上掲二頁、訳者序。

一 基金協定における平価制度と為替相場

国際通貨基金協定のもとにおいて、為替相場の国際管理は、どのような制度によっておこなわれるか。⁽¹⁾ 基本原理は、つぎに引用する協定第四条四項(a)の規定に表明される。

「各加盟国は、為替の安定 (exchange stability) を促進し、他の加盟国との秩序ある為替取極 (exchange arrangements) を維持し、且つ、為替の競争的変更 (competitive exchange alterations) を防止するために、基金と協力することを約束す⁽ⁱⁱ⁾る。」

協定における平価 (par value) の制度は、この通貨にかんする国際協力の目的を達成する主要な手段の一つである。

(一) この問題にかんする概説書は、数多い。その若干をあげておく。谷本・国際通貨基金と開発銀行五六―七〇頁 (一九五〇年)、平岡健太郎・国際決済機構三九―四三頁 (一九五九年)、日本関税協会・IMFと日本四七―六七頁 (一九六二年)、堀江薫雄・国際金融 (改訂版) 一三四―四七頁 (一九六三年)、荒木信義・IMFの知識三六―四七頁 (一九六四年)、松村善太郎・国際通貨ドルの研究二〇五―二九頁 (一九六四年)、D・H・ロバートソン (安井琢磨 || 熊谷尚夫訳)・貨幣一九三―一九頁 (一九五七年)、ノーマン・クランプ (土屋六郎訳)・外国為替入門二一八―六一頁 (一九五八年)。

(二) これは、協定第一条に定める諸目的のうち(iii)を、加盟国の特別の義務としてリステイトしたものであるが、第一条(iii)においては、「競争的変更」のかわりに、「競争的為替減価」(competitive exchange depreciation)という表現をよびうる。

(1) 加盟国通貨の平価の設定

じゅうらい、各国の基本貨幣単位の決定は、貨幣主権の主たる作用の一つとして、その自由にゆだねられてきた。各国は、国内法によって、通常、基本貨幣単位の名称、その倍数または端数を決定すると同時に、金または他国の貨幣単位、あるいは自国の旧貨幣単位によって、その貨幣単位を決定する⁽¹⁾。貨幣は国家の創造物であり、国家の認定した表券的な支払手段であるとするクナップ (Richard Friedrich Knapp, 1842-1926) の貨幣固定学説 (Staatliche Theorie des Geldes) においては、貨幣単位を決定するのは、「国家」ないし国内法であることが強調される⁽²⁾。貨幣固定学説は、このような貨幣制度の法的側面を明確に説明するが、国際通貨基金協定のもとでは、この理論に修正をくわえなければならぬ。協定の機構においては、加盟国の貨幣の価値単位を決定するのは、その加盟国の国内法だけではないからである。

国際通貨基金協定の最大の特徴の一つは、加盟国の通貨について、固定した平価が設定されることである。協定は平価の設定について、つぎのような規定をもうける。

「第四条 通貨の平価

第一項 平価の表示

- (a) 各加盟国の通貨の平価は、共通尺度 (common denominator) たる金により、又は千九百四十四年七月一日現在の量目及び純分 (weight and fineness) を有する合衆国ドルにより表示する⁽³⁾。」

加盟国のさうしよの平価 (第一次平価—initial par value) は、つぎの手続規定によって決定される。

「第二〇条第四項 平価の第一次決定

- (a) 基金は、近く為替取引を開始すべき状況になると認めるときは、加盟国にその旨を通告し、且つ、各加盟国に、この協定の効力発生の日の六十日前に行われていた為替相場に基くその国の平価を三十日以内に通知するように要請する。……
- (b) 本土地域が敵国に占領されていない加盟国が通知した平価は、この協定の適用上、その加盟国の通貨の平価とする。但し、前記の(a)に掲げる要請を受けた後九十日以内に、(i)当該加盟国がその平価を不満足であると認める旨を基金に通告したとき、又は(ii)基金が、その平価を維持すれば基金および諸加盟国に有害な程度に当該加盟国又はその他の加盟国が基金に依存することとなると認める旨を当該加盟国に通告したときは、この限りでない。前記の(i)又は(ii)に基いて通告が行われたときは、基金及び当該加盟国は、関係のあるすべての事情に照して基金が定める期間内に、当該通貨について適当な平価を協定しなければならぬ。基金及び当該加盟国が前記の所定期間内に協定に達しないときは、その加盟国は、その期間の満了の日に基金から脱退したものとみなす。」

右に引用した規定は、基金の原加盟国だけに適用される。第二条二項にしたがって協定を受諾した、原加盟国以外の加盟国の第一次平価の決定は(二〇条四項(i))、個々の加盟決議(Membership Resolution)第五項の(づ)のような規定によっておこなわれる。

「基金の要請があったのち三〇日以内に、「日本国」は、その通貨について提議する平価を基金に通告しなければならない。基金がこれを受理したのち六〇日以内に、「日本国」および基金は、その通貨の第一次平価……について合意しなければならぬ。」

この第一次平価の設定にかんする規定、および、あとで説明する平価の変更にかんする規定(四条五項、六項)にし

たがうことによつて、加盟国の平価には國際的地位があたえられる。第一次平価の設定または以後の平価の変更のためのイニシアティブは關係加盟国がとるのであるが、その手続的および実体的要件は基金協定および加盟決議によつて定められ、一般に基金の同意を必要とするから^(五)、加盟国の基本貨幣單位を決定するのは、國際法であつて、当該加盟国の国内法ではない、ということが出来る^(六)。加盟国は、協定または加盟決議に定めるこれらの要件にしたがうことによつて、基金協定ならびに他の國際協定、すなわち「関稅及び貿易に関する一般協定」(ガット)の目的上、自国の基本貨幣單位について國際的地位の承認をうけることになるのである。基金は、金および合衆国ドルによる加盟国の通貨單位をかかげた「平価表」(Schedule of Par Values)を發行する^(七)。ここにおいて、「平価」という語は、「價值單位」(unit of value)をあらわすようにかんがえられるが、基金の慣行では、ほんらい基本貨幣單位の「價格」(price)を反映するものであつて、その「價值」(value)をあらわすものではない、と解される^(八)。

國際通貨基金は、一九四六年九月一二日、各加盟国にたいして、一九四五年一〇月二八日現在の為替相場にもとづいてその平価を通告するよう要請し、加盟国からの回答にもとづいて、同年二月一八日、協定第二〇条四項により平価決定の延期を申しでた七カ国をのぞいて、原加盟国三二カ国の第一次平価が設定された^(九)。わが国は、一九五二年八月一四日基金に加盟したが、日本円の第一次平価は、それよりまえ、同年五月一日、わが国の加盟条件を審査した基金理事会において、一合衆国ドル \parallel 三六〇円(一円 \parallel 〇・七七七七七八セント、一円 \parallel 純金〇・〇〇二四六八五三グラム、純金一オンス \parallel 一一・六〇〇円)と決定された^(一〇)。

貨幣固定學說においては、各国家において、唯一つの通貨、ならびにこの通貨の基礎となる唯一つの基本貨幣單位

が存在することを前提とする。これにたいして、基金協定のもとにおいては、第四条九項によって、加盟国が協定を受諾したすべての地域の「別個の通貨の平価」の変更を認めているから、加盟国は、そのような平価の変更を提議する以前に、第二〇条四項(8)によって、「協定を受諾した地域に別個の通貨があるときは、それらの各通貨について」基金と平価について協定したことが前提とされる。⁽¹¹⁾

(一) 貨幣法(明治三〇年法律一六号)第五条、六条、一〇条、一一条、参照。

(二) クナップ(宮田喜代蔵訳)・貨幣国定学説一、五一頁(一九二一年)。Knapp, *The State Theory of Money* 26 (abridged Eng. ed., 1924).

(三) この規定は、大要の次のような過程を経てなされた。Aufricht, *supra*, 10 Öster. Z. f. Öffentliches Recht 30. * ず、一九四四年四月二一日発表された、連合国三〇カ国以上の専門家共同声明 (Joint Statement of Experts) は、「加盟国通貨の平価は、基金に加盟したとき、基金と協定するものとし、かつ、金によって表示するものとする」という規定を提案した。Proceedings, vol. II, 1633. ブレイトン・ワッズ会議においては、平価を金によって表示するとき、金を共通尺度とする修五案 (Document 166, Alternative A) が採られた。この案は、*レヴィ*、加盟国は、平価を、金または「一九四四年七月一日現在の量目および純分を有する金兌換通貨単位 (gold convertible currency unit) によって表示する」ものとした。Proceedings, Document 166, vol. I, 185. 最終的に採択されたのは、Document 413 *レヴィ* 案である。Proceedings, vol. I, 660. この提案は、すべた、*ホワイト・プラン*とよばれる連合国国際安定基金案草案 (The White Plan; Preliminary Draft Outline of a Proposal for an International Stabilization Fund of the United States and Associated Nations

- Revised July 10, 1943) に依りて、「各加盟国の通貨の価値は、基金により、金またはユニット (Unitas) (一〇合衆国ドルと等価) と定める」という言葉によつてあらわされていた。ノルウェーの代表は、国際通貨基金と復興開発銀行の帳簿は一定の金の量目と等価とする「たとえばデモス (Demos) とよぶ、特別の計算貨幣単位によつて」記載するといふ勧告をなした。かつ、会議は、計算の目的上、「純金一三七・七分の一ツレインと等価または現行合衆国通貨の金価値により一〇ドル相当」とする貨幣単位を受諾すべきであると提案した。エジプトの代表は、共同声明 Sec. IV, 1 の表現は、「一定の金の量目を明示しないし、また、評価の時期と場所を定めないから、不明瞭であるとかんがえた。そして、十進法によつて分割・倍増するヴァル (Val) と呼称する「国際価値単位」を提案した。Proceedings, Document 153, vol. 1, 165. ヴァルの価値は、「(一定の合意される日付) 現在、基金の本拠における純金一〇グラムの価格を一ヴァルとする」と定めるものとした。エジプトの代表は、この提案を採用すると、「ヴァルによつて表示される金一〇グラムの価格の修正によつて、変更することができるから、平価の一律変更 (現在、協定第四条七項によつて規制される) のばあいに、計算を容易にする」とのべた。
- (四) わが国にかんする加盟決議 Resolution No. 7-4, Membership for Japan は、IMF, Summary Proceedings 166-9 (1952). に掲載される。Auftricht, *supra*, 10 Oster. Z. f. Öffentliches Recht 33, n. 28; …, The International Monetary Fund: Legal Bases, Structure, Functions 45 (1964).
- (五) ガット第一五条六項は、「国際通貨基金の加盟国でない締約国は、締約国団が同基金との協議の後定める期間内に、同基金の加盟国となるか又は、それができないときは、締約国団と特別為替取極 (special exchange agreements) を締結しなければならぬ。同基金の加盟国でなくなった締約国は、直ちに締約国団と特別為替取極を締結しなければならない」と規定する。この特別為替取極において、締約国は、締約国団とのあいだにおいて、金または一九四四年七月一日現在の量目および純分を有する合衆国ドルによつて表示した「平価」について協定しなければならない。たとえば、一九五〇年一〇月二

○日、ロンソンで締結されたハイタイ政府とガット締約国団とのあいだの特別為替取極第二条。また、二加盟国間の特別取極によつて、当該二加盟国間と、その両加盟国と基金間の合意を必要とされたこともあった。すなわち、一九四六年七月四日、マニラで調印されたフィリピン共和国は、合衆国と合意することなくその平価の変更を提議することはできない、と規定す。Aufrecht, *supra*, 10 Öster. Z. f. Öffentliches Recht 32, n. 27. 参照。

(六) *Id.* at 33.

(七) IMF, Schedule of Par Values 38th Issue (1964).

(八) Aufrecht, *supra*, 10 Öster. Z. f. Öffentliches Recht 33.

(九) IMF, Annual Report 1947, 70-1.

(一〇) IMF, Annual Report 1953, 64.

(一一) 基金の加盟国平価表IIには、フランス、インドネシア、オランダ、連合王国の本国外諸地域における別個の通貨をかかち。IMF, Schedule of Par Values 38th Issue, 6-7 (1964).

(2) 平価の為替相場機能

右のようにして決定される加盟国通貨の平価と加盟国通貨間の為替相場の関係を論ずるにあたっては、まず、平価の「表示」ないし「決定」が、基金協定の法体系においてどのような機能をもつかを明らかにしなければならぬ。平価の機能は、基本的には、つぎの三つよりなるといふことができる。⁽¹⁾

第一は、加盟国と基金のあいだになされる「平価」にかんする協定によつて、通貨法における伝統的な基本的機能

の一つ、すなわち金または他国の通貨、協定のばあいには合衆国ドル、によって表示される加盟国の基本貨幣単位ないし通貨単位が決定されることである。その意味については、すでに説明した。第二は、平価は、為替取引において、許容される為替相場の基準となることである。すなわち、第四条三項のもとで、最高(売または輸入)相場および最低(買または輸出)相場が、直物為替取引 (spot exchange transactions) については、平価とのあいだに一パーセントをこえるマージンの差があつてはならない。さらに、直物為替取引以外の取引に適用されるマージンは、直物為替取引のためのマージンに基金が合理的と認めるマージンをくわえたものをこえてはならない、とされている。これはあとで説明する。第三の「平価」の機能は、第四条一項(b)の「この協定の適用上、加盟国通貨に関するすべての計算は、その平価を基礎として行う」の規定によつて、基金の計算単位を定めることである。しかし、基金が、第四条八項(b)にしたがい、加盟国通貨の外国為替相場がその国の領域内でいちじるしく低落したと認めるときは、この要件は適用されない。^(二)

ここで問題とする平価の第二の機能については、協定は、つぎのような規定をもうけている。

「第四条第三項 平価による相場 (parity) を基礎とする外国為替取引

加盟国の領域内で行われる加盟国通貨間の為替取引の最高及び最低の相場は、平価による相場との間に次の差があつてはならない。

- (i) 直物為替取引の場合には、1%をこえる差
- (ii) その他の為替取引の場合には、直物為替取引のためのマージンに基金が合理的と認めるマージンを加えたものをこえる

差」

「第四項(b) 各加盟国は、この協定に合致する適当な方法によって、自国の領域内では自国通貨と他の加盟国の通貨との間の為替取引が本条第三項に基いて定められる限度内においてのみ行われるようにすることを約束する。加盟国の通貨当局が国際取引の決済のために本条第二項に基いて基金の定める限度内において事実上自由に金を売買しているときは、その加盟国は、この約束を履行しているものとみなす。」

協定の平価にかんする規定、とくに第四条一項および三項は、加盟国と基金のあいだの合意によって、加盟国相互間における外国為替相場の決定の法的基準を設定することを目的とする。協定の制度のもとでは、外国為替相場は、協定の定めるマージンの範囲内において、平価を基準としなければならない。第四項(b)によって加盟国が自国の領域内でおこなわれる為替取引が所定のマージン内にもたれるよう監督する義務は、民間の自然人や法人をふくむあらゆる当事者の為替取引に適用され、マージンは加盟国の通貨当局またはその他の機関のあいだの為替取引に限定されるものではない。

右にあげた「平価」の三つの機能のうち、第二の機能は、「外国為替相場機能」(foreign exchange rate function)とよばれるもので、加盟国の領域内でおこなわれる加盟国通貨間の直物為替取引は、「平価による相場」(parity)ないし「為替相場のパリティー」(parity of foreign exchange rates)から一パーセント以上の差があつてはならないと規定する第四条三項から派生する。この規定は、為替相場のパリティーを前提とするが、これを定義していない。それでは、加盟国の通貨の「平価」と「外国為替相場」の正確な関係はなにか。これをあきらかにするには、つぎの

二つのばあいを區別してかんがえる必要がある。(三) 第一は、外国為替取引が決済される相場が平価と同等のばあい(平価相場 (par value rate) とよぶ)であり、第二は、平価が、現実に他の加盟国の通貨との売相場および買相場が第四条三項の許容マージン内で計算される基礎となるばあい(パリティー相場 (parity rate) とよぶ)である。外国為替取引が平価相場でおこなわれるばあい、たとえば、政府間における商品交換協定の未決済残高の決済においては、平価は、加盟国の基本貨幣単位の確定および基金との計算単位の確定にくわえて、関係通貨の外国為替相場と同等である。他方、単一相場制のもとでも、取引が平価でおこなわれないばあいには、平価は外国為替相場そのものではなく、たんに外国為替の最高(売)相場と最低(買)相場を決定する基礎となる「基準価格」(base price)であるにすぎない。平価が為替相場と同等のばあいにおいても、平価は、合衆国通貨以外の通貨の価格を、ドルによる一定の為替相場を付して、間接的に表示するにすぎない。たとえば、わが国の円のポンドにたいする為替相場は、基金の平価表によって、間接的に計算できるようにすぎない。共通尺度としてのドルによる基本通貨単位の価格を表示することによって、その計算が容易にされるのである。

金によって平価を決定する結果として、加盟国による金の取引の価格も、平価を基準とすることになる。これについて、協定はつぎのように規定する。

「第四条第二項 平価を基礎とする金の買入れ

基金は、加盟国による金の取引のために、平価の上下のマージンを定める。加盟国は、平価に所定のマージンを加えた額をこえる価格で金を買入れ、又は平価から所定のマージンを差し引いた額未満の価格で金を売つてはならない。」

加盟国による金取引のマーシンは、国際通貨基金規程 (Rules and Regulations) F-4 に定められる。^(四) 第四条二項をもうけたのは、加盟国が平価に合致しない価格で金を取引すると、その効果が平価を害し、不安定をもたらすからである。この規定は、プレミアム付きの買入れと、割引きによる売却だけを禁止するが、実際には、プレミアム付きで売却し、割引きによって買入れることも、同様に通貨不安定の傾向をもたらすから、禁止されとかんがえなければならぬ。金売買の両当事国がともに加盟国であるばあいには、一方の加盟国が割引きで買入れることができても、他方の加盟国はその値段で売却することはできない。^(五) 反対に、一方の加盟国がプレミアム付きで売却できても、他方の加盟国はその値段で買入れることができない。^(五) 金取引にかんしては、ベルギー Cour de Cassation の一九五五年 National Bank of Belgium v. Bank of the Belgian Congo and National Committee of the Kivu 事件判決がある。^(六) この判決は、金の買入れ側の立場だけに注目して、第四条二項は、金の価格と通貨の平価のあいだに必然的な連結を設定するものではない、という結論にたつた。しかし、さきにも述べたように、第四条二項が適用される当事者間の取引においては、金の価格は、平価と緊密に連結されているといわなければならない。第四条二項にかんしては、さらに、産出された金を買いとる政府によって金生産業者に支払われる助成金 (subsidy) が、平価に所定のマーシンをくわえた額を超過する代金の支払いとなるか、という問題が提起される。^(七) これについては、協定の起草にあたって賛否両論がでた結果、妥協案として、協定には明文の規定をもうけず、種々の形式の助成金が協定に合致するか否かは、個々のケースについて決定することにした。^(八) カナダは、一九四八年、緊急金鉱業援助法 (Emergency Gold Mining Assistance Act)^(九) を制定したが、これは、カナダ政府が基金と協議して、基金から、カナダ政

府が支払おうとする助成金は、金の代金の一部ではないという回答をえて、なされたものである。⁽¹⁰⁾この援助法については、カナダ、マニトバ裁判所の一九五〇年 San Antonio Gold Mines Ltd. v. Attorney-General for Manitoba 事件と、一九五一年 Jeep Gold Mines Ltd. v. Attorney-General for Manitoba 事件の判決がある。⁽¹¹⁾

要するに、基金協定のもとに合意された平価が、為替相場となり、あるいは為替相場の基準となるかぎりにおいて、第一次平価および以後の平価の変更は、当該加盟国の為替相場に影響をあたえることができる。

なお、為替相場のマージンにかんする規定については、一九五八年にヨーロッパ諸国が自国通貨の対外交換性を回復したとき、ヨーロッパ経済協力機構 (OEEC) 諸国の通貨間において拡張解釈がとられた。⁽¹²⁾

序文において、裁判所は、よるべき為替相場の決定について、困難な問題に当面することを指摘した。加盟国の裁判所は、協定のもとに設定された平価、またはこれにもとづく為替相場、あるいは協定によって承認される複数相場をどのように利用することができるか。外国通貨で表示された債権の換算にかんして、協定にもとづく設定された平価がどのような意義を有するかについて判示した判例に、エジプト、アレキサンドリア混合控訴裁判所が判決した *Hoirs Setton et autres v. Compagnie Universelle du Canal Maritime de Suez* 事件⁽¹³⁾がある。これは、スエズ運河会社の社債権者の、運河会社にたいする社債元本および利息の支払い請求にかんする一連の事件の一つである。この判決は、事件が基金協定発効前のものであるため、協定にもとづく平価を適用しなかったが、その意義について、つぎのように判示している。

「……過去における履行の困難、通信の中断と、諸国の通貨の平価にかんする情報の一時的欠如から生ずる困難がなであつ

たととしても、現在および将来、このような混乱の源泉がとりのぞかれたことは、あきらかである。すなわち、エジプト政府も加入したブレトン・ウッズ協定によつてとられた国際的措置によつて、世界のほとんど全部の国の便宜のために、不確定または疑義の生じえない、貨幣の平価の回復がもたらされたからである。

上記の協定のもとに設定された制度が、金の移動の自由をもちたさなさいという理由で、この協定が、たんに、貨幣の基礎としての金本位を回復することなく、現在の諸国の通貨間の関係を解決したにすぎないとするのはただしくない。協定は、事実、すべての通貨の国際的基準としての金本位を回復したし、また、『金本位制度の特色であったおどろくべき硬直性を除去または減少することによつて』、あらたな実効性をこれにあたえた。そして、金の移動がつういて管理におかれるならば、この事實は、上に説明したように、金本位自体の存在に固有かつ不可欠の制度の継続にほかならない。

(一) *Aufrecht, supra*, 10 *Öster. Z. f. Öffentliches Recht* 33; ———, *International Monetary Fund* 44-5.

(二) 基金の慣行上、加盟国通貨にかんする計算は平価によつておこなわれるが、例外としてアルゼンティン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、パラグアイ、ペルーおよびユーゴスラヴィアは、一九六三年五月一日現在、特別の規則にしたがう。IMF, *International Financial Statistics* 9-11 (June, 1963); *Aufrecht, International Monetary Fund* 45.

(三) *Aufrecht, supra*, 10 *Öster. Z. f. Öffentliches Recht* 37-8.

(四) 「F—4 加盟国による金の取引における、平価の上限および下限は、加盟国の選択により、左のいずれかによるものとする。

(1) 四分の一到次の諸費用を加えたもの。

(a) 引渡される金を、買入れを行なう加盟国か又はその金と引換えられる通貨を自国通貨とする加盟国かいずれか一方の金取引の通常中心地で流通可能な金塊にするために要する費用の実額又は推計額。

- (b) 引渡される金を、買入れを行なう加盟国か又はその金と引換えられる通貨を自国通貨とする加盟国かいずれか一方の金取引の通常を中心地に輸送するための輸送費の実額又は推計額。
- (c) 引渡される金の保管者がその引渡しを行なうために要する諸費用。
- (2) 一%。この一%には、右(1)に掲げるすべての諸費用が含まれる。」

(五) Gold, Fund Agreement in the Courts 71; ———, The International Monetary Fund and International Law 15 (IMF Pamphlet Series 1965); ユールヌ (土井訳)「国際通貨基金——国際通貨法および組織における地位——」ジュリス ト三二〇号八二頁 (一九六五年)。

(六) Journal des Tribunaux (Brussels), No. 4076, 527-8 (Oct. 2, 1955); Gold, Fund Agreement in the Courts 69-73. 西・上掲神戸法学雑誌一〇卷三〇八—九頁。ベルギー国立銀行は、一九四四年五月一日付内閣令によって定められる価格によって、金を売買する権限をあたえられていた。一九四九年九月一日における金の買入価格は、一キログラム〓四九、一四五フランであった。これは、ベルギーが基金協定にもとづき、一九四六年一月一八日設定した一フラン〓純金〇・〇二〇二七六五グラム(金一キログラム〓四九、三一八・〇八二二フランと等価)の平価を基礎とした。一九四九年九月一日、基金はポンドの平価切下げを承認し、九月一九日、ベルギーにおける為替相場の付値は停止された。九月二一日、基金は、ベルギー・フランの平価を、一フラン〓純金〇・〇一七七七三四グラム(金一キログラム〓五六、二六三・七九九四フランと等価)に変更することを承認した。九月二二日、ベルギーにおける為替相場の付値は再開され、国立銀行は、新買入価格を一キログラム〓五六、〇六五フランと定めた。ベルギー・コンゴ鉱業者団体たるキヴ委員会は、法律により、産出した金をベルギー・コンゴ銀行に売却する義務を課せられ、後者は、これをベルギー国立銀行に引渡していた。この事件は、たまたま九月二〇日国立銀行に引渡されることになった二五キロの金延棒二個の買入価格が争点となったものである。ベル

ギー・ユンゴ銀行とキヴ委員会は、一九四四年五月一日付命令や基金協定第四条二項を根拠として、九月二〇日金を引渡し
たときには、金の価格が存在しなかったし、為替相場付値の停止により価格を定めることが不可能であったから、売買契約
は成立しなかった、と主張した。ブラッセル控訴裁判所はこの主張を認めたが、破毀院はこれをくつがえした。破毀院は、
九月二〇日には、金の公定買入価格は存在していた。一九四四年五月一日付命令の定める価格は、新価格が定められるま
で、ひきつづき適用される。命令は、金価格の改定にあたって、国立銀行は、国際協定の定める為替相場を考慮しなければ
ならないと定めるが、この命令の制定者は、国立銀行が金価格を設定するための一般原則をもうけただけであって、金の価
格と為替相場のあいだに直接かつ必然的関係を設定し、後者が欠けると前者も存在しなくなることを意図したものではな
かったと判示したのち、協定第四条二項がこのような直接かつ必然的関係を設定するかについて判断した。その結果、第四条
二項はこのような効果をもたらさない。この規定は、「金の買入価格の上限だけを定めるものであって、上限をこえないか
かり自由に定めることのできるこの価格は、必然的に通貨の平価に釘付けされてはいない」と判示した。

(十七) Gold, Fund Agreement in the Courts 32-6.

(十八) Proceedings, vol. 1, Documents 32 (p. 54), 192 (p. 232), 224 (p. 278), 238 (p. 340), 266 (p. 432), 307 (p. 501),
326 (p. 542), 343 (p. 575).

(十九) 1948 (Can.), c. 15.

(一〇) IMF, Annual Report 1947, 78-9. 基金が、一九四七年十二月一日、金生産者への助成金にかんする一般政策声明
と、カナダ政府の提案にかんする声明をたじた。 Decision No. 233-2, December 11, 1947, "Statement of Policy
concerning Subsidies for Gold Production," IMF, Selected Decisions of the Executive Directors and Selected
Documents, 14-5 (3rd issue, 1965); IMF, Annual Report 1951, 73-5.

(11) (1950) 4 D. L. R. 605; (1951) 3 D. L. R. 45; 29 Canadian Bar Rev. 674-80 (1951); Gold, Fund Agreement in the Courts 32, 35-6. 原告金鉱山経営者は Manitoba Royalty and Tax Act (1948 (Man.) c. 52) に基づき、一九四八年法によって支払いをうけた助成金について、これを鉱山事業の「所得」(income) としてローヤルティー税を支払わなければならないか、という問題が提起された。この「所得」は、基本協定の問題とする「代金」ではないが、その類似性が、*ロイヤルティの King's Bench v. Court of Appeals* は、助成金は「所得ではない」と判決した。

(12) IMF, Annual Report 1960, 31; Shigeo Horie, The International Monetary Fund: Retrospect and Prospect 104-5 (1964). 堀江薫・国際通貨基金の研究 130頁(一九六二年)。OECC諸国間では、ヨーロッパ支払同盟 (European Payment Union; EPU) の終了により、ヨーロッパ通貨協定 (European Monetary Agreement; EMA) が効力を発生した。この協定のもとで、OECC諸国は、自国通貨の対ドル相場を基金と協定した平価から一パーセントの約四分の三のマージン内に維持する措置をとったが、OECC諸国の通貨相互間の為替相場は、市場における為替裁定操作 (market arbitrage) にゆだねられることになった。基金は、一九五七年七月二四日、OECC諸国間の為替裁定市場の存在は、加盟国通貨相互間の直物為替相場が平価から二パーセントまでひろいても、基準相場が一パーセントのマージン内にあるときは、基金はこれを反対しなご旨の決議をおこなった。Decision No. 904-(59/32), July 24, 1959, "Exchange Dealings and Margins under Conditions of Increasing Convertibility," IMF, Selected Decisions 16.

一九五〇年七月六日と七日、OECC理事会は、ヨーロッパ支払同盟の設立を合意する文書を承認したが、この文書は、第八二項「国際通貨基金との関係」に、つぎのように定める。「EPUの活動は、多くの同盟国が加盟国である国際通貨基金協定にとって重大な関心がもたれるであろう。これら諸国は、EPUの同盟国として負うべき義務は、国際通貨基金の加盟国として有すべき義務と合致することを確保することを意図する。国際通貨基金と緊密な協議をなすことがのぞましい。」

そして、執行委員会は、なにご適切な関係であるべきかについて検討し、理事会に報告する必要がある。IMF, Annual Report 1951, 71.

(111) Journal des Tribunaux Mixtes, No. 3772, May 26/27, 3-7 (1947); Gold, Fund Agreement in the Courts 3-6; ———, L'Application des Statuts du Fonds Monétaire par les Tribunaux, 40 Rev. Crit. Dr. Int'l Privé 575 (1951).
西・上掲神戸法学雑誌一〇卷三一一—二頁。スエズ運河会社の社債と利札は、いくつかのこととなった国において、品位一〇〇分の九〇〇の純金三分の一〇グラムの二〇分の一と等価のジュルミナル・金フランにもとづき、それぞれの国の通貨で支払うものであった。裁判所は、いろいろなこととなった日に満期となる社債と利札について、この金フランをエジプト通貨に換算するにあたってもちいるべき相場を決定しなければならなかった。エジプト通貨への換算は、エジプト・ポンドが金に釘付けされているかぎり容易である。エジプトが一九三一年、金本位を廃止したのち、会社は換算の手段として、一九二八年に設定された、金による固定平価をもったポアンカレ・フランを採用したが、一九三六年、ポアンカレ・フランは流通を停止した。また、戦争によって、フランスとエジプトの通貨の関係は中断された。さらに、金によってフランの価値を決定することは困難となった。社債権者は、換算は、各満期日のカイロにおける自由金市場の価格によるべきであると主張し、第一審裁判所も、これを認めた。社債権者は、金フランにふくまれる、自由市場においてのみ決定できる商品とみなされる金の価格によって支払いをうけることができる。また債務は、エジプトに連結されるから、カイロの自由市場の価格によるべきである、と主張した。控訴裁判所は、この主張を否認した。会社は、エジプト通貨と、商品としてではなく固定された貨幣基準とみなされる金に釘付けされた観念的国際通貨ジュルミナル・フランとの等価にもとづいて支払義務を負う。会社が、もはや、この等価を決定できなくなったことは、この等価を確認できないこと、または、商品としての金の相場を採用すべきこと、を意味しない。合衆国ドルは金に釘付けされているから、ジュルミナル・フランの金純分をドルに

換算し、満期日の相場により、ドルをエジプト・ポンドに換算して決定することができる、と判示した。

二 基金協定の目的とする為替相場のパターン

国際通貨基金協定は、各加盟国と、外国為替取引のために固定した平価を取決めることによって、「為替の安定を促進し、加盟国間の秩序ある為替取極を維持」することを目的としている(一条⁽ⁱⁱⁱ⁾)。協定の目的および規定から、協定が確保しようとする為替相場のパターンは、要約すれば、(i)変動相場にたいする固定相場、(ii)複数相場にたいする単一相場、(iii)経常的国際取引に制限を課すことなく維持することのできる相場、ということができ^(一)る。

第一次平価であると、第一次平価の設定以後における平価の変更であるをとわず、加盟国と基金が平価について協定すると、固定相場、および、原則として、単一相場について、協定が成立したことになる。換言すれば、基金協定のもとにおいて、加盟国は、複数相場を維持し、適応し、もしくは設定する権限をあたえられるばあいをのぞいて、自国の基本貨幣単位の平価について基金と協定したとき、単一相場を維持することについて協定したものとみなされる。さらに、第一四条二項の過渡的取極 (transitional arrangements) を利用しない加盟国は、基金の承認をえたばあいをのぞいて、「経常的国際取引のための支払及び資金移動に対する制限」を回避する義務を負う。また、第一四条二項の過渡的取極を利用しない加盟国は、複数通貨措置 (multiple currency practices) の存続、設定または適応について基金の明示の承認をえたばあいをのぞいて、複数通貨措置をおこなうことを禁止される(八条三項)。したがって、第八条二項、三項および四項の義務を受諾した、経常取引に為替制限を課さない、また、複数通貨措置を

おこなわず、かつ、平価について基金と協定した加盟国は、法律上、固定相場、単一相場および経常的国際取引に制限を課すことなく維持することのできる相場の諸条件をそなえた外国為替相場のパターンをもつことになる。一九六四年四月三〇日現在、第八条二項、三項および四項の義務を受諾した、いわゆる八条国は二五カ国である。

以下、協定の目的とする為替相場のパターンが、個別的にどのような意味をもつか、相互にどのような関連があるか、また、それぞれについてどのような例外的取扱いがなされているか、をあきらかにしよう。

(1) Auricht, *supra*, 10 Öster. Z. f. Örentliches Recht 39.

(1) 固定相場

固定相場 (fixed rates) は、変動相場 (floating or fluctuating rates) に対応する概念である。一般に、固定相場とは、金本位制のもとにおいては、金現送点 (gold points) 内の変動はばしか認めない相場を意味し、屈伸相場 (flexible rates) とは、このはばを若干拡大するけれども、いぜんとしてなんらかの変動はばをのこすばあいをいい (通常、三―五パーセントとされる)、変動相場とは、まったくその限度をもうけず、自由に日々の変動を認められる相場とされている。⁽¹⁾ さききのべたように、基金協定は、平価制度を為替相場の安定を保護する重要な手段とする立場をとっている。協定のもとでは、平価を基準とする為替相場、すなわち平価からの差が上下一パーセント以内の為替相場が、変動相場にたいして、固定相場とみなされる。

協定の起草者は、自由に変動する為替相場を敵視し、外国為替相場は、明確に設定されたパリティにもとづかなければならないと定めた。平価制度を維持するため変動為替相場を否認する基金の公式の見解は、一九五一年の年次

報告書(Annual Report)に「⁽¹⁾の言葉をもって表明されている。⁽¹⁾」

「……変動為替相場の制度は、平価制度の満足すべき代替物ではない。しかし、ときには例外的なばあいがあって、一国が、一定の期間、いかなる平価も維持することができないと結論することもあり、あるいは、とくに重要な不確定性が存在するとかんがえられるとき、平価にかんして決定をなすリスクをとることに、非常に不本意なことがある。

……基金の加盟国は、協定の条項において、同時に基金にたいして新平価の設定を提議するばあいをのぞいて、基金と協定した平価を放棄することはできない。上述した事情のもとに一国がなしうるのは、基金協定に定めるその国の平価のマージン内に為替相場を維持することができないと認めること、したがって、一時的にその国が第四条第三項および第四項(b)のもとにおける義務を履行できないことを、基金に通告することである。」

この報告書にのべられているように、加盟国が基金と協定した平価を維持することができず、また、ただちに新平価を選択しうる状態にないと認めるときは、基金は、正式に変動単一相場を承認することはできないが、その旨を宣言することができる。単一・固定相場を前提とする平価制度にたいする「例外」は、基金協定のもとでは、「特別の事情のもとに、かつ、一時的にのみ」正当とみなされるのである。^(三)当該加盟国は、この間、為替措置について基金と密接な協議をつづけ、早期に、基金と協定して、新平価を設定することを要請される。

協定の固定相場制度は、実際には、基金によって、かなり弾力的に運用されている。^(四)たとえば、カナダでは、朝鮮動乱を機に、多額のアメリカ資本が流入し、国内のインフレ傾向がたかまったが、カナダ政府は、一九五〇年九月、一合衆国ドル \parallel 九〇カナダ・セントの第一次平価を放棄して変動相場制を採用する提議をなし、基金の承認をえたの

ち、同年一〇月一日固定相場を停止した。^(五)また、メキシコは、第一四条二項にもとづく過渡的取極をなしていない少數の加盟国の一つであるが、新平価の設定にさきだち、あらたな平価の適正な水準をみいだすため、暫定的に自国通貨を為替市場の実勢に放任することを提議し、基金は、一九四九年六月一七日、これを承認した。^(六)さらに、基金は、復数通貨制度をとる国にたいして、その単純化をはかる一段階として、復数相場制度を整理して変動相場制に移行するよう積極的に勧奨し、必要なあいには資金援助もあたえるという政策をとってきた。そして、一九四五年六日一五日付理事會決定によつて、変動相場制をとる加盟国が基金と為替取引をなすための規則を設定した。^(七)

以上概観したように、協定のもとでは、固定相場制を維持することが基本原則とされ、例外的措置が許容されるものの、これはあくまで暫定措置として認められるにすぎない。この固定相場制については、変動相場制を支持する経済学者から批判がなされ、現在もその論議がつづけられていることは、周知のとおりである。^(八)変動相場を支持する見解は、いろいろな理由を根拠とする。第一に、通貨の価値の決定は、市場の実勢にゆだねるのがもつともよいという立場から、為替相場には、みずから、その基準をみいださしめるべきであるとする。不安定な外国または国内の状態によつて必要とするとき、為替相場をひんばんに変更するには、平価の変更よりも、変動相場のほうがより適切な手段である、ともいわれる。また、変動相場の支持者は、為替相場は、外国で発生する圧力から国内市場を保護するため、変動しなければならぬし、国内の経済政策から生ずる圧力にたいして、国際収支を保護するものでなければならぬ、と論ずる。これにたいする基金の態度は、一貫している。上記の一九五一年の年次報告書は、つぎのように反論して、一国の国際収支が、内部または外部の力によつて基礎的に変化したため、為替相場が不適切となったとき

は、協定は、必要かつ正当な平価の変更を認める弾力性を有することを強調している。

「これ(固定相場制度)は、多年にわたる世界の経験からもたらされたものであるため、協定に規定された、とするのはたゞしい。……特定の為替相場の維持は、一セットの国内の政策により、または、諸国が対処すべき外部の経済的力によって、非常に困難となることがある。主として、これらの困難は、変化する経済的力が、諸国に不平等な効果をあたえるという事実から生ずる。ともあれ、安定した為替相場の維持が、いつでも、すべての国の不変の目的であるのは、おどろくべき事実である。変動相場政策をとった国は、実際には、一般に、長期にわたる期間のうちのわずかな期間内に、相場を安定せしめている。

市場の実勢に安定する為替相場を決定せしめて、相場に『自然の』基準をみいださしめるべきであると主張する者は、非常に複雑な問題に、単純な解決をあたえようとするものである。通貨の為替相場に、『自然の』基準といったものはない。適切な相場は、個々の場合において、関係国、ならびにその国が重要な経済関係を有する国の経済、金融および通貨政策に依存する。一国の経済を、一定の為替相場に適応せしめるべきときは、物品および役務の生産者、販売者および購入者が、相場によってもたらされるあらたなセットの価格およびコストの関係に呼応する時間がなければならない。これは、短期間においては、為替相場の変更は、基本的経済相互関係のテストにはならないこと、または非常に貧弱なテストであることを意味する。これはまた、一つの為替相場が『適正な』基準にあるかは、その相場に対応する国際収支の経過を観察する期間が経過したのちにおいてのみ、決定できることを意味する。さらに、変動為替相場にかんする過去の経験によって、相場の変動は、大規模な投機的資本移動によって、相当地に影響されることがあきらかになった。したがって、諸国は、投機によるわい曲を最少限にとどめる方法によって、為替相場を調整することをこのむ。一般に、変動相場を支持する議論には、その変動相場が作用する点として、若干の主要通貨が安定をたもつという前定が内在することを付言することができる。^(九)

- (一) Horie, *op. cit. supra* at 174. 堀江・国際通貨基金の研究二三一頁。
- (二) IMF, Annual Report 1951, 39-40; Aurficht, *supra*, 10 Öster. Z. f. Öffentliches Recht 39; ———, International Monetary Fund 48. ハのストラクチャーメントは「この文献は大きくて詳細に検討を要する」。W. M. Scammell, International Monetary Policy 191-2 (2nd ed., 1964).
- (三) この態度は「その後の年次報告書に於いて再確認を要する」。IMF, Annual Report 1962, 58-67.
- (四) 基金の年次報告書を詳細に報告される。Horie, *op. cit. supra* at 133-4. 堀江・国際通貨基金の研究一七六—七頁。
- (五) これらについては「トランスマネジメントも固定相場を停止した」。IMF, Annual Report 1950, 45-6.
- (六) IMF, Annual Report 1950, 43-4.
- (七) Decision No. 321-(54/32), June 15, 1954, “Transactions and Computations Involving Fluctuating Currencies,” IMF, Selected Decisions 8-11.
- (八) この問題を論じた文献は多い。たとえば、堀江・国際通貨基金の研究二三一—四一頁、梶山武雄「IMFと固定為替相場」経済評論一三卷一〇号—二二—三三頁（一九六三年）、土屋六郎「伸縮為替制の検討と日本の立場」経済評論一三卷一〇号三四—四六頁（一九六四年）、R・トリフィン（村野孝—小島清訳）・金とドルの危機—新国際通貨制度の提案—一〇〇—一七頁（一九六一年）、M・フリードマン「変動為替相場論」鈴木浩次編・国際流動性論集二六九—三二四頁（一九六四年）。Milton Friedman, “The Case for Flexible Exchange Rates,” Essays in Positive Economics (1953); Richard G. Birnberg, “Contemporary International Monetary Problems and International Trade,” Proel (ed.), Legal Problems of International Trade 336-42 (1959); U. S. Congress Joint Economic Committee, The United States Balance of Payments, Hearings, Part 3, 451-535 (1963); Scammell, *op. cit. supra* at 92-9, 190, 201, 416; Per Jacobson,

International Monetary Problems 1957-1963, 52-3, 262-4 (1964); Robert A. Mundell, "The Exchange Rate Margins and Economic Policy," Carter Murphy (ed.), Money in the International Order 67-83 (1964); Horie, *op. cit. supra* at 174-81.

(九) IMF, Annual Report 1951, 37-9.

(2) 単一相場

単一相場 (unitary or single rates) は複数相場 (multiple rates) に対応する概念である。協定における平価の制度は、固定為替相場だけでなく、単一相場も前提とするものである。協定は、一つの通貨についての差別的為替相場 (differential rates of exchange) は、差別の基礎がなにもあつても、のぞましくないという原理をとっている。これには多くの理由があるが、その一つは、差別的相場は、通貨の価値にたいする信頼を失ひに低下する傾向をもたらしことである⁽¹⁾。その他の理由は、あとでのべる。

ここでは、まず、法律上および基金の慣行上、単一相場がなにを意味するかをあきらかにしなければならぬ。例をあげて説明しよう。ある国が、物品や役務の輸出入者がおこなうすべての直物為替取引について、一つの売 (輸入) 相場と一つの買 (輸出) 相場を定め、かつ、その政府が、一定の取引をパリティーないし平価による相場 (par value rate) で決済すると仮定する。協定のもとでは、直物取引について売相場と買相場のあいだのマージンがパリティー (平価による相場) から一パーセント以上の差がなければ、いぜんとして「単一相場」制度を維持するものとみなされる。換言すれば、この条件に合致するかぎり、三またはそれ以上の直物相場 (spot rates) を有し、または

これを許容しても、単一相場制度を維持するものとかんがえられる。反対に、加盟国が、自国の領域内でおこなわれるすべての直物為替取引について、同一の売（輸入）相場と同一の買（輸出）相場をその為替相場制度にとりいれたとしても、直物取引についての「実効的」買または売相場が、基金と協定した平価から一パーセント以上の差があるときは、協定の立場からは、その国は複数通貨措置をとっているとみなされる。^(二)

ここで、基金が為替相場を承認したり、承認を留保したりする管轄権を行使するにあたって、なにをもって「為替相場」とみなすか、をあきらかにしておかなければならない。基金は、なにが為替相場を構成するかについて、現実的な見解をとり、「実効的」(effective)な為替相場の概念を採用している。すなわち、相場は、一国の通貨を他国の通貨を対価として取得する全コストによって決定されるとかんがえる。たとえば、為替の買主が外国通貨を取得するについて、一定の金額を支払うほか、為替税 (exchange tax)^(三)を支払うばあいには、対価と税金をふくめたものが「実効的」相場を構成するとみなしている。^(四) 理事会は、一九四七年二月一九日付の加盟国にあてた複数通貨措置にかんする覚書において、「実効的買または売相場が、政府の行為、たとえば為替税の賦課、の結果、平価から一パーセント以上の差があるときは、複数通貨措置を構成する」といつている。^(五) 加盟国の判例では、一九六三年三月二九日のブラジル第一納税者審議会の *Cobrasil, Cia. de Mineracao de Metalurgia Brazil* 事件における第二部審決が、基金の見解にしたがう。^(六)

つぎに、協定は、第四条三項において、外国為替取引はパリティーを「基礎」とすべきことを要求するが、この規定は、それ自体では明瞭ではなく、第四条一項と第八条二項および三項とをあわせてよみ、解釈しなければならな

い。一般に、加盟国通貨の平価を金または合衆国ドルによって表示し、外国為替取引を一定のマージン内にたもつことを要求する規定は、命令規定であつて、「固定」かつ「単一」の相場によって為替の安定を確保する協定当事国の意図を反映するものである。これに対比して、第八条三項は、任意的性質の規定であるといわれる。^(七) 国際通商および支払いに重要な役割をもつ通貨を有する加盟国や、その他多くの加盟国は、協定が理想とする為替相場制度を実現したが、それ以外の加盟国は、のぞましくない結果をもたらすにもかかわらず、複数为替相場に固執する必要があるとかがえた。第八条三項は、このような加盟国が、平価制度からの一時的離反として、複数相場制度をとることを可能ならしめている。この規定によつて、基金は、第一四条二項による過渡的取極を利用しない国にたいしても、複数通貨措置を承認する権限をあたえられ、また、過渡的取極を利用する国にたいしては、協定が発効する一九四五年一月二七日現在、加盟国の領域内でおこなわれている複数相場を維持することを認められている。しかし、これには安全措置があつて、あらたに複数相場をもうけ、またはすでに存在する複数相場を変更するには、事前に基金の承認をうけることを要し、また、基金に加盟した当時有する複数相場を存続するばあいにも、基金が相場の複数性を必要としないとかんがえるときは、諸相場を縮減または除去するよう勸奨または要求することができる。基金が承認しないときは、複数相場は協定に合致するものではないから、これを継続する加盟国は、協定の義務に違反することになる。^(八)

第八条三項は、「複数通貨措置」(multiple currency practices)^(九) という表現をとつてゐるが、「複数为替相場」(multiple exchange rates) という表現をもちいるほうが、規制しようとする現象にそくしているといわれる。^(一〇) なきに、

協定における単一相場の意味をあまりにしたが、これに対応する複数相場、より正確には複数相場パターン (multiple rate pattern) なごじョットの複数相場 (a set of multiple exchange rates) は、A 国通貨にたいする B 国基本貨幣単位の「ことなつた」価格の表 (schedule) と定義される。⁽¹¹⁾ 複数為替制度においては、数個のことなつた相場は、原産地または仕向地のいかんにかかわらず、ことなつたカテゴリーの商品または役務にかんする取引きに適用されることがあり、また、ことなつた国との取引きに適用されることもあり (たとえば、A 国からの石炭輸入と、B 国からの石炭輸入にたいし、それぞれことなる相場を適用するなど)、あるいはまた、ことなつたカテゴリーの商品または役務、ならびに、ことなつた国との取引きに適用されることもある。

協定のもとに複数相場が許容または承認されるときは、「平価」と並存することになる。この⁽¹²⁾ばあいには、一定の取引きには第四条三項 (および/または第四条一項) の規定が適用され、他の取引きは、ことなつた相場によつておこなわれることになる。⁽¹³⁾ さらに、基金と平価について合意することなく、複数相場を実施し、または許容された国もある。⁽¹⁴⁾

加盟国が複数相場制度を実施するとき、どのような効果をもたらすか。⁽¹⁵⁾ 第一の重要な効果は、複数相場は、部分的ないし選択的平価切下げ (partial or selective devaluation) をもたらすことである。協定のもとでは、加盟国は、単独で一方的に平価の切下げをおこなうことはできない。⁽¹⁶⁾ 複数相場は、さきにもべたように、各国との国際収支状況等を考慮した取引相手国別もしくは通貨地域別、国際収支の重要度を考慮した取引きの性質別、国内の需要度を考慮した商品別、などによつてもうけられる。たとえば、A 国が複数相場制度をとるにあつて、取引きの各三分の一に

ついで、第一カテゴリーは旧パリティ相場、すなわちB国の一通貨單位にたいする一〇の相場とし、第二カテゴリーは、それよりも引下げた一通貨單位にたいし二〇の相場とし、第三カテゴリーは、さらに引下げた一通貨單位にたいし三〇の相場でおこなうとする。取引きの三分の二はじゅうらいよりもひくい相場でおこなうことになるが、三分の一は旧相場でおこなうから、全面的な平価切下げをおこなうことにはならない。複數相場が部分的ないし選択的平価切下げである点において、これは、物品や役務の輸出を促進し、輸入を減少せしめる効果をとまなう。また、物品を特惠相場で輸入できる商人に利益をあたえる。反面、特惠輸入相場によって必要原料や重要資材を輸入し、低輸出價格によって輸出できるばあいには、輸出業者にも利益をあたえることになる。^(二六)

つぎに、複數相場のもたらす制限的効果を指摘しなければならない。すべての複數通貨措置は、為替相場にかんする。特定の複數相場制度が、第八条二項(b)ないし第一四條二項にいう經常的國際取引のための支払いおよび資金移動の制限となるかは、詳細に検討しなければならぬ。一般的には、複數相場制度の輸入を妨害する面だけが、「制限」(restrictions)とみなされる。たとえば、第一カテゴリーは必需品の輸入、第二カテゴリーは準必需品の輸入、第三カテゴリーは奢侈品の輸入のための、三つのカテゴリーの相場をもうけたばあい、第二、第三のカテゴリーの相場が制限となる。ただし、第一カテゴリーは、平価ないしパリティ相場であることを条件とする。第一カテゴリーの相場が過少評価されると、輸入にたいして制限的効果をもつことになる。このことは、単一相場についてもいえる。反対に、輸出を促進するための、輸出補助の性質をもつ複數相場は、制限的ではない。^(二七)

これらの効果が、協定のフレームワークのなかで、複數相場がのぞましくないとされる重要な理由であるとかんが

えられる。

(一) ユーロード・上掲海外商事法務三二号四一五頁。

(二) *Aufrecht, supra*, 10 *Öster. Z. f. Öffentliches Recht* 37.

(三) 「為替税」の意義については *Aufrecht, Exchange Taxes*, 22 *Z. f. Nationalökonomie* 20 (1962). 参照。

(四) ユーロード・上掲海外商事法務三二号五頁。加盟國の為替税にたいする基金の管轄権は、ききに引用した協定第四条一項(a)との関連における第四条三項、および第八条三項からみちびきだされる。すなわち、第四条三項(i)は、加盟國が課すことのできる為替税の上下限を定める、ということが出来る。為替相場が、第四条三項(i)のマージン内にもたれるかぎり、加盟國は、為替税の設定について、第八条三項にもとづき、基金の承認をうける必要はない。為替税を賦課した結果、直物為替取引の買または売相場が、第四条三項(i)の許容マージンをこえるときは、第八条三項という「複数を為替相場」ないし「複数通貨措置」がもたられることになる。 *Aufrecht, supra*, 22 *Z. f. Nationalökonomie* 21-2.

(五) *Decision No. 237-2, December 18, 1947, "Statement to Members Transmitting Fund's Decisions on Multiple Currency Practices," IMF, Selected Decisions* 86.

(六) 7 *Contribuinte Fiscal No. 82, 346-50 (Rio de Janeiro, Oct. 5, 1963); Gold, Fund Agreement in the Courts VIII, 9 IMF Staff Papers* 481-2 (1963). フランシス所得税規則は、外国通貨にかんする課税の目的上、一定の計算を、支払い、貸付け、送金、受領または使用の日における為替相場または、関係事業活動が実際におこなわれた為替相場によってなすべきことを定めていた。この事件は、ヘルギー・フランでなされた送金にかんする。Cobrazil は、外国為替の購入にたいして UMOO (Superintendencia da Moeda e do Credito) が賦課する付加税をふくめた為替相場によって換算することに異議を申立てた。Cobrazil は、付加税は、交換をうけるために必要な経費であるから、所得税規則における為替相場の決定

に算入すべきではないと主張した。審議会は、この主張をしりぞけて、為替相場は、一通貨を他の通貨を対価として取得する実効的相場である。外国通貨の取得について支払った付加税は、為替取引の一部分であるから、為替相場の一部分である⁶⁷と判断した。

(七) *Aufrecht, supra*, 10 *Öster. Z. f. Öffentliches Recht* 40.

(八) ヒールド・上掲海外商事法務三二号五頁。

(九) *Glossary of Fund Terms* 44. 「複数通貨措置」を、つぎのように定義する。「一国の通貨をいって、これを使用すべき、もしくはこれが生ずる取引のタイプにしたがって、ことなつた為替相場を存在せしめる措置。たとえば、輸入者が一合衆国ドルについて支払うべき『加盟国』通貨の單位数は、輸入すべき物品、もしくは購入すべき役務の種類により、または、支払いをなすべき通貨により、ことならしめることができる。しばしば、複数相場は、必需品の輸入者に、奢侈品の輸入者よりも有利な条件をあたえるためにもちこられる。複数通貨措置は、基金の承認をえてのみ実施するものとすべきである。」*IMF, Introduction to the Fund 27 (IMF, Pamphlet Series 1964).*

(一〇) *Aufrecht, supra*, 10 *Öster. Z. f. Öffentliches Recht* 41.

(一一) *Id.* at 41.

(一二) 複数相場考のりこびが、*IMF, International Financial Statistics* 447. *IMF, Reports on Exchange Restrictions* 参照。

(一三) *IMF, Annual Report 1948*, 69.

(一四) *E. M. Bernstein, Some Economic Aspects of Multiple Exchange Rates*, 1 *IMF Staff Papers* 224-37 (1950). 参照。

(一五) 平価切り下げ(devaluation) は、基本貨幣單位の「平価」または「パリティ価格」(parity price) のより下を要求する。

「これらに反し、減価 (depreciation) は、購買力の減少を意味する。Nussbaum, Money in the Law 171-2; Aufrecht, *supra*, 10 Öster. Z. f. Öffentliches Recht 42, n. 52. これに関連して、協定は、第一条(iii)は「競争的為替減価」(competitive exchange depreciation) の表現をもつ、これに対応して、第四条四項(a)は、「為替の競争的変更」(competitive exchange alterations) 第四条五項(c)は平価の変更にもつ、引上げ……引下げ」(increases or decreases) の表現をもつることに注意しなければならぬ。

(一六) Aufrecht, *supra*, 10 Öster. Z. f. Öffentliches Recht 42-3.

(一七) *Id.* at 44.

(3) 経常的国際取引に為替制限を課すことなく維持しうる相場

ブレトン・ウッズ会議における指導原理の一つは、限定されたものでなく、非常に広範囲にわたる国際取引の決済において、可能なかぎり、支払手段としての貨幣の機能を回復することであった。平価を基礎とする為替相場の安定制度は、各加盟国に人為的に輸入を制限せしめては無意味となる。基金協定の起草者は、国内および国際取引において、できるだけ広範囲にわたる取引きについて、貨幣の支払手段たる地位を回復せしめるべきであるという原則を支持したが、さいしょから、国際取引を資本取引 (capital transactions) と経常取引 (current transactions) とし、二つの大きいカテゴリーにわけた。協定第八条二項、三項および四項の義務、すなわち「経常的支払にたいする制限の回避」、「差別的通貨措置の回避」、および「外国保有残高の交換性」の義務を受諾した加盟国でも、経常的国際取引のための支払いおよび資金移動の自由を回復する義務を負うにとどまり、資本取引にかんする支払いについては、

同程度の自由を実現する義務を負わない。協定は、加盟国が資本移動を目的とする為替取引に制限をくわえることにはなんらの制限も課さず、まったく加盟国の自由にゆだねるばかりでなく(六条三項)、加盟国が「巨額な又は持続的な資本の流出に應ずるため」基金の資金を利用しないよう、加盟国に管理を実施することを要請する権限を基金に付与し、また、加盟国がこの要請に反して「適当な管理を実施しなかつたとき」は、当該加盟国が基金の資金を利用する資格がないことを宣言する権限を基金にあたえている。^(一)

協定が目的とするのは、經常的国際取引に制限を課すことなく維持することのできる為替相場である。この「經常取引」という語は、協定では、特別の専断的ともいえる意味をもつもので、經濟学者が資本的性質とみなすような種類の支払いもふくむことに注意しなければならない。^(二) 通貨の「交換可能性」(convertibility)という言葉は、金本位制のもとにおいては、たんに国内において金に交換可能であるばかりでなく、これによって対外的にも金ならびに各国通貨とはば一定の値段で交換可能であるという意味をもっていた。^(三) しかし、協定においては、第一九条(d)に、「交換可能通貨」(convertible currencies)を、「第十四条第二項に基く過渡的取極を利用していない……加盟国の通貨」と定義している。協定の目的とする三つの為替相場のパターンの第三は、この意味において、加盟国の通貨が「交換可能」であることを条件とする。すなわち、一般に加盟国の通貨が「交換可能通貨」であるためには、その加盟国は、(i)第一四条三項にしたがい、第一四条二項の過渡的取極の利用を意図せず、かつ、これをしていないこと、(ii)經常的国際取引のための支払いに制限を課さないこと、(iii)第八條四項にしたがい、自国通貨の残高を保有する加盟国から、金またはその加盟国の通貨を支払って、「外国保有残高の交換性」(convertibility of foreign held balances)を確

保することができること、の三つの条件を具備しなければならない。^(四)

以上のべた、平価制度のもとにおける為替相場のパターンについては、つぎのことに注意しなければならない。協定が加盟国に課すグッド・コンダクトの主要な義務は、^(五)「経常的国際取引のための支払及び資金移動」の制限の回避（八条二項(a)）、「複数通貨措置」(multiple currency practices)の回避 および「差別的通貨取極」(discriminatory currency arrangements)（八条三項）の回避である。これらは三つの独立した法律概念であるが、実際においては、差別的通貨取極を分離することは困難であることが指摘されている。差別的通貨取極である措置は、通常、制限または複数通貨措置であるし、また、三つが同時におこなわれることもあるからである。しかし、非差別的性質の制限や複数通貨措置も多くあるから、逆は真でないとされている。^(六) つぎに、第一四条は、過渡的取極(transitional arrangements)を利用する加盟国に、「経常的国際取引のための支払及び資金移動に対する制限を存続し、及び変化する状況に適応させる」特権をあたえるが、これは複数相場の変更には適用されない。このことは、複数相場が同時に制限であるばあいもおなじである。基金は、「協定を、範囲または性質のいかんをとわず、複数相場の変更をなすには基金の事前の承認をえなければならぬとするもの」と、解釈している。^(七) からである。

(一) 経常的国際取引にかんする為替制限と国際資本移動にかんする管理ないし制限の区別は、協定の随所に見られる。経常的国際取引については、第一条(iv)、八条二項、一四条二項、一九条(i)、資本取引については、第六条一項(a)、六条三項、一九条(i)、参照。この区別は、一九三〇年代の為替管理措置においても、しばしばみられる。また、経常取引にかんする為替制限の除去は、いくつかのヨーロッパの国がとった政策でもあった。国際連盟が発行した International Currency

Experience: Lessons of the Inter-War Period 163 においては、「為替管理は、除去されなかつたが、外国貿易にかんしては漸次緩和され、かつ、一九三三年ないし一九三四年以後、オーストリア、エストニアおよびポルトガルのような国においては、ほとんど資本取引だけに限定することができた」ことが強調されている。ヌルクセ・上掲二四九頁。Aufricht, International Monetary Fund 50. 参照。なお、経常的な為替取引をまったく自由としながら、資本取引を厳格に規制することについては、技術的にきわめて困難であるという批判がなされてゐる。Horie, *op. cit. supra* at 111. 堀江・国際通貨基金の研究一四三—四頁。「経常的国際取引のための支払及び資金移動」の制限の回避の法的意味については、ゴールド・上掲海外商事法務三二号五一—〇頁参照。

(二) ゴールド・上掲海外商事法務三二号九頁参照。協定第一九条(i)は、これをつぎのように定義する。

「経常取引のための支払とは、資本移動を目的としない支払をいい、次のものを含むものとし、且つ、これらに限られない。」

- (1) 外国貿易、役務を含むその他の経常的業務並びに正常な短期の銀行及び信用操作に關して行わなければならないすべての支払
- (2) 貸付に対する利子として及びその他の投資による純収入として行わなければならない支払
- (3) 貸付の賦払償還又は直接投資の消却のための多額でない支払
- (4) 家族の生計費のための多額でない送金

基金は、關係加盟国と協議した後、個々の取引を経常取引と認めるか資本取引と認めるかを決定することができる。」

(三) Horie, *op. cit. supra* at 6. 堀江・国際通貨基金の研究九頁。

(四) Aufricht, *supra*, 10 Öster. Z. f. Öffentliches Recht 62-3.

- (五) 「基金協定の基底には、基金の加盟国は通貨政策において一定のグッド・コンダクトの原則をまもらなければならない。また、これらの原則をまもることが困難となったときは、この制約を基金の資金から援助をうけることによって緩和することができるといふ単純なアイデアが存在する。グッド・コンダクトの原則は、加盟国を拘束する法律上の義務であつてこれは、基金協定以前においてはほとんど無法状態にあつた分野における、国際法のおどろくべき發展をしめすものである。」ユールダ・上掲海外商事法務三二二号二—三頁。
- (六) ユールダ・上掲海外商事法務三二二号一〇頁。
- (七) ユールダ・上掲海外商事法務三二二号一三頁、同・上掲ジュリスト三二二〇号八一頁。Decision No. 273-2 and attachments, IMF, Selected Decisions 79-86.

三 平価の変更による硬直性の回避

国際通貨基金協定における平価の制度は、「硬直性のない安定制度」(system of stability without rigidity)とよばれている。⁽¹⁾以上の論述においてあきらかにした加盟国の通貨の平価設定義務をつうじて、協定は、各加盟国通貨間の為替相場の安定を実現することを目的とする。しかし、この平価の維持は、かつて金本位制のもとに強制されたような絶対的なものではない。協定は、平価は一定の条件のもとで、変更を許容されるべきであるという立場をとつてゐる。加盟国の第一次平価は、自国または他の加盟国の国際收支の困難をもたらしことなく維持できるものでなければならぬが、不確定な世界においては、平価が設定されたときにこの条件をそなえていても、のちにおいて不適當となることがある。そのうゑ、基金が、協定が発効する六〇日まえ、一九四五年一〇月二八日現在の為替相場を基礎と

する為替平価を通告するように要請したとき、加盟国三九カ国のうち三二カ国が通告をおこなった平価は、大部分が第二次大戦前から維持されてきたもので、当時すでに合衆国ドルにたいして過大評価となつていたにもかかわらず、基金は、これを、異議をとなえることなく、第一次平価として承認する政策をとつた。^(三)したがって、大多数の原加盟国の第一次平価は、やがて調整する必要に当面すべき運命にあつたことも指摘しておかなければならない。

外国為替相場は、他国の通貨にたいする一国の通貨の価格であるが、これをこえて、プライス・メカニズムをつうじて、二国またはそれ以上の国における物品および役務にたいする支配を連結せしめる。すなわち、外国為替相場は、国際収支の調節という重要な作用をいとむ。^(三)為替相場は、国際収支の均衡 (balance of payments equilibrium) をもたらし、またはこれに寄与する一手段である。^(四)金本位制のもとにおいては、各国の通貨価値は、金との関係において固定されていたため、為替相場は金輸出入点の範囲内で安定し、国際取引は円滑におこなわれて、為替相場の変動による国際収支の調節作用は完全にはたらいだ。しかし、ひとたび一国が国際収支の逆調に直面すると、金本位制のもつ自動調節作用による国内通貨の収縮をつうじて、国内デフレーションがおこり、多数の失業者をだす苦痛をしのばなければならぬ、すなわち、国際均衡 (international equilibrium) を達成するためには、国内均衡 (domestic equilibrium) をぎせいにしなければならぬという、重大な欠陥があつた。このような金本位制のもつ欠陥は、完全雇用の達成が各国の至上の経済目標とされる現代においては、容認することができないし、協定第一条^(五)にかかげる、「国際貿易の拡大及び均衡のとれた増大を助長し、もつて経済政策の第一義的目標たる全加盟国の高水準の雇用及び実質所得の促進及び維持並びに生産資源の開発に寄与すること」の目的に反する結果をもたらすことになる。協

定は、一方において、各国の為替相場を、金本位のばあいと同様に、金とむすびつけることによって安定をはかるとともに、他方において、金本位制固有の金平価不変の硬直性をやぶつて、基金の管理のもとに、為替相場を変更するみちをひらいたのである。^(五)

平価の変更について、協定は、つぎのような規定をもうけている。

「第四条第五項 平価の変更

- (a) 加盟国は、基礎的不均衡を是正しようとする場合を除く外、自国通貨の平価の変更を提議してはならない。
- (b) 加盟国通貨の平価の変更は、その加盟国の提議があつたときに限り、且つ、基金と協議した後に限り行うことができる。
- (c) 変更が提議された場合には、基金は、第二十条第四項に基いて決定する加盟国通貨の当初の平価が既に変更されているときは、この変更をまず考慮に入れなければならない。提議された変更が、引上げであると引下げであるとを問わず、従前のすべての変更を算入して、
 - (i) 当初の平価の十%をこえないときは、基金は、異議を唱えてはならない。
 - (ii) 当初の平価の十%をこえるが二十%をこえないときは、基金は、同意することも異議を唱えることもできる。但し、その加盟国が要請するときは、基金は、七十二時間以内にその態度を表明しなければならぬ。
 - (iii) 前記の(i)又は(ii)に該当しないときは、基金は、同意することも異議を唱えることもできる。但し、その態度を表明するについては、七十二時間をこえることができる。
- (d) 本条第七項に基いて行われる平価の一律変更は、提議された変更が前記の(c)の(i)、(ii)又は(iii)のいずれに該当するかを決定するに当つては、考慮に入れない。

(e) 加盟国は、自国通貨の平価の変更が基金加盟国の国際取引に影響を与えない場合には、基金の同意なしにその変更を行うことができる。

(f) 基金は、提議された変更で前記の(c)(ii)又は(c)(iii)の条項に該当するものが基礎的不均衡の是正に必要であると認めるときは、その変更に同意しなければならない。特に、基金は、このように認める限り、変更を提議した加盟国の国内の社会的又は政治的政策を理由としてその変更を異議を唱えてはならない。」

「第七項 平価の一律変更

本条第五項(b)の規定にかかわらず、基金は、総投票権数の過半数によって、全加盟国の通貨の平価の一律の比例による変更を、各変更が総割当額の10%以上を有する加盟国のすべてによって承認されることを条件として、行うことができる。但し基金の措置の後七十二時間以内に加盟国が自国通貨の平価がこの措置によって変更されることを希望しない旨を基金に通告したときは、その加盟国の通貨の平価は、この規定に基いて変更されることはない。」

第四条五項においても重要な点は、加盟国が自国の通貨の平価の変更を提議するには、自国の経済の「基礎的不均衡」(fundamental disequilibrium)を是正するに必要なばあいにかざられるという条件がもうけられていることである。協定起草者は、平価とくにその為替相場機能を重要な均衡をたもつ手段とかがえた。すなわち、平価の変更は、加盟国の国際収支の「基礎的不均衡」を是正し、あるいは、すくなくとも不均衡の程度を軽減するための適切な手段とかがえられるのである。^(六)協定起草者は、加盟国の国際収支上の困難が一時的とみられる事情のもとにおいて、とくに基金の資金援助によって適度の忍耐をなし、または是正政策をとりうるばあいには、平価の早急な変更をさけることを目的としたから、不均衡は「基礎的」でなければならない。しかし、協定は、この基礎的不均衡の意

味を厳密に定義することなく、これを基金当局の全面的な判断にゆだねている。基礎的不均衡の意義については、いろいろな議論がなされているが、一般的には、実際の為替相場が均衡為替相場 (equilibrium rates of exchange) からはなれているばあい、その国に基礎的不均衡が存在するとみなされる。そして、均衡相場は、国際収支が大体均衡すること、經常為替取引に制限がくわえられていないこと、国内経済が大体完全雇用の状態にあること、などの諸条件をそなえた為替相場とかがえられている。すなわち、為替取引を自由におきながら、国内経済を過度に不況にせず、つまり、完全雇用を維持しつつ、しかも国際収支が大体受払い同額となるような相場であるとされている。^(七)

加盟国が平価の変更を欲するときは、それが基礎的不均衡を是正するため必要であるという理由書を付して、基金に提議しなければならない。第一次平価の一〇パーセント以内の変更については、基金は異議をとなえることができない。つぎの一〇パーセントまでの変更については、基金は異議をとなえることもできるが、当該加盟国の要求があれば、七十二時間以内にその態度を表明しなければならない。それ以上の変更については、基金は、時間をかけて考慮したのち、諾否を決定することができる。加盟国が協定に違反して、または、基金の承認をうけることなく平価を変更したときは、基金の資金を利用する資格を喪失し、また、相当な期間が経過したのちにおいても、その加盟国と基金とのあいだに意見の相違が継続しているときは、総務会の決議によって、強制脱退を要求されることになる(四条六項、一五条二項)。チェコスロヴァキアは、一九五四年二月三十一日、右のような理由で脱退せしめられた。^(八)

協定は、加盟国の直物為替取引を基金が承認した平価の上下一パーセントの範囲内でおこなうことを要求し、この

固定相場のもとで生じた不均衡は、その国の対外準備か、基金の供与する外貨資金で調節することをたてまゑとして
いる。しかし、不均衡が基礎的なばあいには、右にのべたような手続きによって平価を変更せしめて、為替相場の安
定を国内均衡のぎせいによって達成させた金本位制の欠陥を除去している。このような方式は、「調節可能な釘付け
相場」(adjustable peg) とよばれる。^(一九)

さらに、諸国の第一次平価は、経済が復興するとともに調整を予定されたものであったことを指摘したが、一九四
九年九月一八日、イギリスがポンド平価の三〇・五パーセント(一ポンド＝四・〇三ドルから二・八〇ドル)の切下
げをおこない、これにつづいて、加盟国一八カ国、非加盟国七カ国が平価の変更をおこなった。^(二〇)この数日間に調整さ
れた諸国の平価は、その後安定している。ただし、工業国では、一九四九年、一時、平価を放棄したフランスが、一
九五八年に新平価を設定し、ドイツ連邦共和国とオランダが、一九六一年に平価を五パーセント引上げ、カナダは、
既述のように長期間変動相場をとったのち、一九六二年五月、基金と以前よりもひくい新平価について協定した。こ
のようにひきつづいておこなわれる調整において、基金はいかなる役割りをもつか。平価の変更は、関係加盟国の提
議にまたなければならぬ。基金は、これを国際的検査に付す。基金の役割りは消極的なものであるが、つぎの二つ
の理由から、非常に重要である。第一は、平価の変更を提議する加盟国は、平価の変更が適切であること、および提
議する新平価が公正であることについて、他の加盟国を説得できなければならぬ。第二に、一九四九年いらい、
基金は、多数の国の平価の変更を検討して経験をつんだため、平価変更の有用性と効果について十分な知識を提供で
きるようになった。^(二一)

基金協定のもとにおいて、基金と協定された平価は、新平価が設定されるまでは、とりのぞくことができない。さきに引用した一九五一年の年次報告書において、基金は、「基金の加盟国は、協定のもとにおいて、同時に基金にたいして新平価の設定を提議するばあいをのぞいて、基金と協定した平価を放棄することはできない」と宣言している。⁽¹¹⁾これは、ベルギー Cour de Cassation の National Bank of Belgium v. Bank of the Belgian Congo and National Committee of the Kivu 事件においてもおなじである。裁判所が、一九四九年九月一九日、為替相場の付値を停止したばあいでも、以前に定められた金の価格は、新価格が定められるまでひきつづき適用されると判示したように、以前に基金と協定したベルギー・フランの平価は、九月二一日新平価について基金と協定がなされるまで、ひきつづき協定に合致する平価として存在する。⁽¹²⁾

(一) ユールド・上掲海外商事法務三二号四頁。

(二) Horie, *op. cit.* *supra* at 130-1. 堀江・国際通貨基金の研究一七一一二頁。

(三) 堀江・国際金融入門三三―三七頁（一九六四年）。

(四) *Aufrecht, supra*, 10 *Öster. Z. f. Öffentliches Recht* 41.

(五) 堀江・国際金融入門五七―八頁。

(六) しかし、第四条五項にもとづく平価の変更だけが、個々の加盟国の対外資金状態を強化する救済手段とかがえてはならない。一九四六年九月、イギリス政府から基金当局にたいし、基礎的不均衡の解釈について、「加盟国を国際収支の圧迫から生ずる慢性的または持続的性質の失業から保護するに必要な手段は、基礎的不均衡を是正するに必要な措置であるか」と質問したとき、「加盟国を国際収支の圧迫から生ずる慢性的または持続的性質の失業から保護するに必要な手段は、基礎的

不均衡を是正するに必要な措置の一部である」と回答している。 Decision No. 71-2, September 26, 1946, IMF, Selected Decisions 17; Aufrecht, *supra*, 10 Öster. Z. f. Öffentliches Recht 41-2; Horie, *op. cit. supra* at 106. 譯註・国際通貨基金の研究 一三二頁。

- (七) 堀江・国際金融入門六〇—一頁。基礎的不均衡の意義については、多くの文献がある。J. J. Polak, Exchange Depreciation and International Monetary Stability, 29 Rev. of Economic Statistics 173-82 (1947); Gottfried Haberler, "Currency Depreciation and the International Monetary Fund," Seymour E. Harris (ed.), Foreign Economic Policy for the United States 384-9 (1948); Alvin Hansen, "Fundamental Disequilibrium," *id.* at 379-83; Donald G. Badger, The Balance of Payment: A Tool for Economic Analysis, 2 IMF, Staff Papers 185-7 (1951); F. Machlup, Equilibrium and Disequilibrium: Mismatched Concreteness and Disguised Policies, Vol. LXVIII 1-24 (1958); Ragner Nurkse, Equilibrium and Growth in the World Economy (1961); Scammell, *op. cit. supra* at 53-5.

(八) IMF, Annual Report 1955, 115-6.

(九) 堀江・国際金融入門一八六頁。

(一〇) IMF, Annual Report 1950, 28-41. 当時、イギリスのポンド平価は四・〇三ドルであったが、イギリスの輸出業者は他の国の輸入業者が、合衆国において四・〇三ドルで取得できる物品と同等の価値の物品を、一ポンドで提供することではできなかった。イギリスの輸出が拡大しなかったのにたいし、輸入は増大したため、通貨当局は、金およびドル準備に大きく依存しなければならなかった。それにくわえて、ポンドに投機の圧力がかかり、外国においてポンド売却の気運がたかまつた。一九四九年九月、ワシントンでひらかれた基金年次総会において、イギリスの理事は、ポンドの平価切下げを提議し、基金はこれに同意するとともに、オーストラリア、デンマーク、エジプト(現在アラブ連合)、ノルウェー、南アフリカの

平価切下げを承認し、つづいて三日後、ベルギー、カナダ、アイスランド、インド、イラク、ルクセンブルグおよびオランダの平価変更も承認した。

(一) IMF, Introduction to the Fund 10-2.

(二) IMF, Annual Report 1951, 36-41.

(三) Gold, Fund Agreement in the Courts 73.

む す び

「国家の、自国の通貨にかんする事項における主権の特色は、一方的に、金または他の国の通貨によって自国の通貨の価値を決定する権限にあった。協定は、為替相場は、基金に所属する諸国家の共同社会に影響をおよぼす、したがって、適正に基金の検査に服せしめることを認めて、革命をもたらしたといってもけつして誇張ではない」といわれる^(一)。国際通貨基金協定において定められ、基金によって運用される為替相場の国際管理制度は、要するに、加盟国の平価を設定し、これを基準として加盟国に単一の固定相場を、経常的国際取引に制限を課すことなく維持せしめて、為替相場の安定を実現する制度である。しかし、この平価を基準とする為替相場は、一定の期間、関係加盟国の国際収支を均衡にたもつものでなければならぬから、国際収支が基礎的不均衡におちいったときは、平価の変更が認められる。その反面、加盟国は、短期間の不均衡におちいったときに、基金の外貨資金供与の制度を利用することができる。したがって、ここで論じた基金協定における為替相場国際管理制度は、この外貨資金供与の法的メカニ

ズムとともに理解されなければならない。

基金は、平価を基礎とする為替相場の国際管理制度は、国際社会のすべての構成員の利益を十分に考慮して運用すべきであるとかんがえる。基金の設立にあたって、加盟国は、それぞれ他のすべての加盟国にたいして責任を負うこと、各加盟国の行為は、他のすべての加盟国に影響をあたえること、したがって、協力して行動することによって、諸国は経済的ナシニナリズムの悪をしりぞけ、拡大する貿易の利益を確保することができることを認めた。「平価制度は、経験からえた教訓にもとづく」^(三)ものであり、国際通貨協力の基礎をなす制度として、継続して基金加盟国の支持をうけるものと、確信されている。

(一) ユールド・上掲ジュリスト三二〇号八一頁。

(二) IMF, Annual Report 1951, 41.